

令和5年第3回臨時会議決結果

第3回臨時会が令和5年5月19日に1日限りの会期で開催されました。
補正予算など4議案が上程され、次のとおり議決されました。

【予 算】

●令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ3億5,100万円の増額補正です。

歳入＝新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝国の施策として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る費用を計上したほか、町独自の支援策として、電気料金等支援給付金給付事業、高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業、生活応援商品券発行事業に係る経費等を計上しています。

【その他】

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

新型コロナウイルスワクチン接種事業等の実施に伴う令和4年度芦屋町一般会計補正予算(専決第2号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●**専決処分事項の承認**

(承認 賛成多数)

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、また、総務省及び厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の取扱いについて」に基づき、国民健康保険税の減免を実施するため、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【報告】

●**専決処分事項の報告**

住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払について、既に裁判所の判決を得ている町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、当該住宅の退去費用の支払を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●**専決処分事項の報告**

住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払について、既に示された裁判所の判決に基づき、債権を差し押さえた第三債務者に対し、差し押さえ債権の支払を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。